

伊奈町 A I オンデマンドバス運行管理業務に係る

プロポーザル実施要領

1 業務の目的

伊奈町（以下「町」という。）では、令和 9 年 3 月をもって町内循環バスを廃止し、同 4 月からは、乗降場所の大幅増設と、目的地までの最適ルート運行による乗車時間の短縮により、利便性と運行頻度の向上が見込める A I オンデマンドバスを運行する予定である。

町は、A I オンデマンドバスの運行管理業務について、専門的な知識や技術、経験を有する事業者、A I オンデマンドバスの円滑な運行管理を委託するものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

伊奈町 A I オンデマンドバス運行管理業務

(2) 業務の内容

伊奈町 A I オンデマンドバス運行管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

(4) 委託金額の上限（3 年間の合計額）

146,282,000 円（税込）とする。

※本業務の契約に係る上限額とする。なお、提案内容に関わらず、これを超えた提案は失格とする。

※令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの各年度の運行経費の総額をそれぞれ算出すること。

※履行期間は 3 年間で予定しているが、委託契約は毎年度締結する。運行計画の決定に伴う協議を令和 8 年度中に実施し、その協議結果に基づき、令和 9 年度に契約を締結するものとする。令和 10 年度以降については、当該契約年度の前年度までの業務実績等を考慮のうえ、毎年度協議を行い、特段の事情がない場合は、履行期間の令和 12 年 3 月 31 日まで単年度の契約を繰り返すものとする。

3 選定委員会

本業務の審査は、伊奈町A I オンデマンドバス運行管理業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、以下の全ての条件を満たすものとする。（共同企業体の構成員も含む。）なお、共同企業体で参加する者は、代表企業を定めること。

また、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできないものとする。

- （１）申請日時点で伊奈町競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は伊奈町競争入札参加資格者名簿への登録申請中であり、プレゼンテーション実施日までに伊奈町競争入札参加資格者名簿への登録が完了する見込みのある者であること。
- （２）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同項を準用する場合も含む。)の規定に該当しない者であること。
- （３）申請日から契約締結日までにおいて、地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、町における一般競争入札、その他町における入札の参加を制限された者でないこと。
- （４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （５）本業務遂行中の円滑な連絡調整及び緊急時の迅速な対応が行えるよう、伊奈町役場庁舎を基点に半径10km以内に本社、支店または営業所を有していること。または、運行開始前までに本社、支店または営業所を有することが確実であること。

5 選定スケジュール

令和8年10月5日（月）	募集開始
令和8年10月8日（木）	質問の受付期限
令和8年10月15日（木）	質問の回答期限
令和8年10月21日（水）	参加申請書の提出期限
令和8年10月29日（木）	企画提案書の提出期限 プロポーザル辞退届の提出期限

令和8年11月6日（金） （予定）	選定委員会（プレゼンテーション）
令和8年11月中旬	審査結果の通知

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

6 要領等の配布

実施要領、仕様書、様式等の配布方法は、町ホームページに掲載する方法とする。

7 プロポーザル参加申請の方法

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記の書類を提出すること。

（1）提出書類

- ①プロポーザル参加申請書（様式1）（共同企業体の場合は様式2）
- ②業務実施体制調書（様式3）（共同企業体の場合は、それぞれ作成すること）
- ③営業実態調書（様式4）（共同企業体の場合は、それぞれ作成すること）
- ④直近の決算時の財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）（共同企業体の場合は、それぞれ提出すること）
- ⑤法人税・法人市区町村民税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（共同企業体の場合は、それぞれ提出すること）（法人市区町村民税の滞納がないことの証明書については、伊奈町に事業所がある場合は提出不要）
- ⑥伊奈町競争入札参加資格者名簿への登録申請中であることが確認できる書類（申請時点で未登録の者のみ）

（2）提出部数 各1部（持参又は郵送の場合）

（3）提出期限 令和8年10月21日（水）午後5時15分まで【必着】

（4）提出先 伊奈町危機管理課交通防犯係

（5）提出方法 電子メール（持参又は郵送も可）

※電子メールによる場合は、送信後、必ず電話にて確認すること。

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時を除く。

※郵送による場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

8 不明な点がある場合の質問書の提出及び回答

本業務の提案に係る問い合わせがある場合は、質問書（様式5）を提出する。なお、要望や意見、企画提案の審査に係る質疑については受け付けない。

- (1) 提出期限 令和8年10月8日（木）午後5時15分まで【必着】
- (2) 提出先 伊奈町危機管理課交通防犯係
- (3) 提出方法 電子メール
※送信後、必ず電話にて確認すること。
- (4) 回答方法 町のホームページに回答を掲載（質問者名は公表しない。）
- (5) 回答予定日 令和8年10月15日（木）

9 企画提案書の提出

企画提案書は以下に示す期限までに提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年10月29日（木）午後5時15分まで【必着】
- (2) 提出先 伊奈町危機管理課交通防犯係
- (3) 提出方法 持参又は郵送
※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時を除く。
※郵送による場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。
なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。
※電子データ（PDF）については、メール又はCD-Rでの提出とする。
- (4) 提出部数 各15部（事業企画提案書（様式6）及び見積書（様式7-1）、見積内訳書（様式7-2、7-3、7-4）、同内容の電子データ（PDF）
※事業企画提案書（様式6）は、中項目（①、②…）につきA4サイズ1ページ以内で作成するものとする。
※事業企画提案書及び見積書、見積内訳書を含めA4サイズ20枚以内とする。（両面の場合は10枚以内）（フルサイズ表示とすること）
※表紙等を貼付する場合は含めない。

10 企画提案書の記載内容

「12 選定等（5）審査基準」を参考に次の内容を順に記載するこ

と。

- (1) 運行業務に対する実施力について
 - ①事業実施に対する取り組み姿勢及び経営理念
 - ②運行開始までの業務スケジュール
- (2) 運行の安全性について
 - ①運行管理体制及び運転等に従事する人員体制
 - ②車両の点検・整備
 - ③運転手への運転技術向上研修・健康管理体制
 - ④事故や災害緊急時の体制確保
- (3) 利用者への対応について
 - ①運転手への教育体制
 - ②利用者等からの苦情処理対応
 - ③交通弱者への配慮
- (4) 官民連携の取り組みについて
 - ①利用者増加策に関する提案
 - ②利便性向上策に関する提案
 - ③運賃収入以外での財源確保手法の提案
 - ④運行計画等の見直しを行う際の協力体制
 - ⑤その他独自提案
- (5) 提案見積金額について
見積書（様式7-1）及び見積内訳書（様式7-2、7-3、7-4）
※総額の見積書のほか、見積内訳書を作成すること。見積内訳書には、
本プロポーザルにおける仕様書の運行計画に沿った見積額の内訳を記載すること

1.1 プロポーザル参加の辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式8）（共同企業体の場合は様式9）を提出すること。

辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

- (1) 提出期限 令和8年10月29日（木）午後5時15分まで【必着】
- (2) 提出先 伊奈町危機管理課交通防犯係
- (3) 提出方法 電子メール（持参又は郵送も可）
 - ※電子メールによる場合は、送信後、必ず電話にて確認すること。
 - ※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時を除く。

※郵送による場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

(4) 提出部数 1部(持参又は郵送の場合)

1.2 選定等

(1) 選定方法

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを踏まえ、提出書類を総合的に審査し、委員会の委員による採点を行い、受託候補者を選定する。なお、審査は非公開とする。

- ①委員会の委員は、次の「(5) 審査基準」により評価を行い、最も適していると認められる受託候補者を選定し、次に適していると認められる者を補欠候補者とする。補欠候補者とは、受託候補者決定後から委託契約締結までの間に受託候補者に失格、辞退等があった場合に受託候補者となるものである。
- ②合計得点は評価総計点の6割以上でなければならない。合計得点がこの基準に達しない場合は、候補者又は補欠候補者とししない。
- ③企画提案者が1社の場合は、合計得点が評価総得点の6割以上である場合に、受託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション実施日

令和8年11月6日(金)(予定)

※会場、日時等の詳細は別途通知する。

※なお、リモートでのプレゼンテーションも可とする。リモートでのプレゼンテーションを希望する場合は、企画提案書の提出時にその旨を連絡すること。

(3) 時間配分

各事業者の持ち時間はプレゼンテーションの時間を20分以内、質疑応答の時間を15分程度とする。ただし、企画提案者数などにより持ち時間を変更する場合がある。

※プレゼンテーションにおいてプロジェクター等を使用したい場合は、事前に危機管理課交通防犯係に連絡すること。なお、投影する資料については、提出された企画提案書(PDF)を危機管理課で投影準備を行う。

※プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明すること。なお、当日の追加資料については認めない。

※プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(4) 出席者

プレゼンテーションに出席できる者は3人以内とする。なお、プレゼンテーションは、本業務の責任者となる予定の者は、必ず参加すること。

(5) 審査基準

審査項目 (得点配分)	配点	審査事項
運行業務に対する実施力 (30)	5	経営状況は健全であるか
	5	継続して事業を委託できる信頼性があるか
	5	スケジュール及び資金計画を明確に示しているか
	5	事業実施区域へのアクセス性(事業所)
	5	事業実施区域へのアクセス性(車庫、休憩所)
	5	自治体での地域公共交通の運行実績
運行の安全性 (25)	5	業務の実施に必要な管理体制が整っているか。また、運転手が確実に確保される見込みがあるか
	5	日常的に車両の点検や整備を行う体制が整っているか。
	5	運転手の技術向上や健康管理等、安全運行の徹底がされているか
	5	災害や事故が発生した場合、即座に対応できる体制(連絡体制・処理体制等)が整っているか
	5	過去の国土交通省による処分状況や重大事故発生状況は安全運行に支障がないか
利用者への対応 (15)	5	運転手への接客等の教育体制が整っているか
	5	苦情等への迅速な対応ができる体制が整っているか
	5	交通弱者に配慮した工夫がされているか
官民連携の取り組み (50)	10	利用者増加の独自の取り組みは期待できるか
	10	利便性向上の独自の取り組みは期待できるか
	10	新たな財源確保手法の取り組みは期待できるか
	10	運行計画等の見直しに対する協力は期待できるか
	10	上記の他、官民連携に向けた独自の取り組みは期待できるか
プレゼンテーション(5)	5	取り組み姿勢は適切かつ意欲的であるか。
運行経費 (15)	15	見積金額に対する得点は、次式により算定する。 最低見積金額/見積金額×15点

(6) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に対して文書で通知するとともに、町ホームページにて公表する。

※通知予定日：令和8年11月中旬

1.3 企画提案書等の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに参加しない場合
- (4) 不正行為が認められた場合
- (5) 参加資格要件を満たさない場合
- (6) 見積額について契約限度額を超える提案がされた場合
- (7) プレゼンテーションにおいて企画提案書以外の資料を使用した場合
- (8) プレゼンテーション実施日において、伊奈町競争入札参加資格者名簿への登録が完了していない場合

1.4 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。

その場合においては、本プロポーザルに要した経費を町に請求できない。

1.5 協定及び契約

- (1) 契約締結前に本事業の3年間の履行に関する協定を締結するものとする。なお、協定の内容については、受託候補者と町が協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 委託契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、運行計画決定後、受託候補者と町が協議・調整を行ったうえで契約を締結する。その際は、運行計画及び協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。
- (3) 受託候補者は、(2)の協議後、契約締結前に見積書を提出するものとする。

1.6 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーションへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類は審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (3) プレゼンテーションは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、情報公開の請求があった場合には公表することがある。ただし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものについては非開示とする。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 電子メールの通信事故及び郵便事故等について町はいかなる責任も負わない。
- (6) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

1 7 書類提出及び問い合わせ先

〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町中央4丁目355番地

伊奈町危機管理課交通防犯係

T E L : 0 4 8 - 7 2 1 - 2 1 1 1

F A X : 0 4 8 - 7 2 1 - 2 1 3 6

E-mail : aiodboperation2026@town.saitama-ina.lg.jp